

(社) かながわ森林づくり公社の 歩み と 社営林の今後 について

(社)かながわ森林づくり公社は、平成22年度の前半を目途に解散をすることとし、順次、事業を他の機関に移管するなど解散に向けた取組を進めています。

そこで、公社がこれまでの41年間にわたり行ってきた社営林造成の歩みなどについて振り返って見ました。



地 拵 え

1 公社設立の背景と目的

昭和40年代における急激な経済成長と都市化の進展は、林業労働力の減少、林業経費の高騰等を招き、本県の林業情勢を極度に悪化させました。

このことから、これまで行ってきた造林奨励事業による森林組合や個人に頼った造林だけでは、本県の森林資源を造成し確保することは困難な状況になりました。

さらに、県の財政のひっ迫により県が行ってきた県行造林事業にも影響が出はじめ、市町村や林業関係団体等からは、県に対し専門的な造林推進機関の設立の要望も出されました。

このような状況のもと、県、市町村、県森林組合連合会が社員となり、昭和43年6月15日、民法第34条に定める公益法人「社団法人神奈川県造林公社」が設立されました。

2 公社組織の変遷

昭和58年5月に「分収造林特別措置法」が「分収林特別措置法」に改正され、分収方式による育林事業が可能になったことから、分収育林事業を行うこととし、昭和60年2月1日名称を「社団法人森林公社」に変更するとともに、県から森林整備法人の認定を受けました。

さらに、平成9年4月1日、財団法人かながわ森林財団の廃止にともない、県民運動事業を取込むとともに森林整備の担い手育成事業にも着手して、名称を「社団法人かながわ森林づくり公社」と改め現在に至っています。

3 公社の現状と課題

公社は、今日まで12市町村の個人山林、共有林、官行造林跡地等手入れが行き届かなくなった森林を対象として約3,520haの造林を行い、間伐や枝打ち等の保育管理を行ってきました。

その資源構成を見ますと、ヒノキが約76%、スギが24%で

すが、林齢30年生以下の保育を必要とする森林は約74%を占め、今後も適正な保育管理が必要となります。



細い山道を苗木運搬

また、社営林の約93%は水源の森林づくり事業のエリア内にあり、水源の森林づくり事業との整合性のある施業も要求されています。

一方、公社は事業資金を造林補助金と農林漁業金融公庫（現日本政策金融公庫）、県等からの借入金で賄い、伐採時に土地所有者と収益を分合い、借入金を償還する仕組みで森林整備を行っており、伐採するまでの50年から55年間はほとんど収入がなく借入金が嵩むこととなります。

伐採までの50年の間には、社会情勢、経済情勢が大きく変化し、社営林を取り巻く環境や期待される役割も変わってきています。

事実、木材価格はピーク時の三分の一まで下落し、造林費等の労賃は1.7倍に上昇しています。

また、木材生産を主眼とした経済林的施業から森林の公益的機能を重視した環境林的施業への期待等が高まっており、大規模な皆伐も難しくなって将来の伐採収入で借入金を返済することは非常に厳しい状況になっています。

4 県の「森林づくり公社あり方検討会」の提言と「森林づくり公社見直し方針」

県は、このような公社経営の将来見通しを踏まえ、平成16年11月に外部有識者による「かながわ森林づくり公社あり方検討会」を設置し、平成17年11月「森林づくり公社のあり方に関する提言」を受けました。

この提言を受けて県は、公社とも調整のうえ「森林づくり公社見直し方針」を取りまとめました。

この基本的な内容は、「木材価格の低迷や森林整備施業費の高騰等を踏まえると、有利子債務を生む借入金を原資とする公社の

社営林事業を継続することは困難である。

しかし、社営林は成育途上にある引き続き整備が必要な状況であることから、県が社営林を引き継ぎ、公社の森林整備に要した債務は県が引受け、公社から県への社営林の譲渡は代物弁済とし、公社は社営林事業の廃止に伴い解散する」としています。

公社は、この方針に基づき平成22年度前半を目途に解散することとして、現在、解散に向けた整



林道も出来成林

理を進めています。

5 社営林の今後

公社の解散にともない社営林は、県に引き継がれることとなりますが前述したとおり大部分が育成途上の保育を必要とする森林であり、今後は水源の森林づくり事業で確保した森林や県営林と一体として、効率的に管理されることが期待されます。

また、社営林は造林時から適切に施業され、施業経歴がはっきりしていることから将来良質な木材が生産されるものと推測されますので、単に環境林として捉えるのではなく、今後も木材生産も視野に入れた適切な管理が行われ、木材利用（森林再生）のモデル林として活用されることを願うものです。

(かながわ森林づくり公社)

県民が参加する**森林づくり活動**を支援しています。

- 支援する団体等と活動方式 県、市町村、森林組合、実行委員会、各種団体 等
- 支援の対象となる森林づくり活動
 - ・森林整備（植栽、間伐、枝打ち、林内整理）竹林整備
 - ・木工、竹細工 等
 - ・研修会やシンポジュームの開催、普及啓発活動
 - ・林道の維持管理活動 等
- 支援金の額と活動単位
 - ・森林組合、団体等 3万円（1回限り）
 - ・県、市町村、実行委員会5万円（活動単位）

